



(電子版)

info@jikosoren.jp

2019年 第24号 2019年12月27日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

不公正な委員選任に抗議、意見を提出

労働政策審議会 改善基準告示の見直し審議開始

自動車運転者の労働時間等の改善基準告示（改善基準告示）の見直しを審議する労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の第1回会議が12月19日、厚生労働省でひらかれました。

改善基準告示はタクシー、バス、トラックの運転者の労働時間等を定めたもので、自交労働者にとっては極めて重要な基準です。昨年、「働き方改革」一括法が成立した際に、自動車運転者については時間外労働の上限規制が適用猶予とされましたが、その代わり改善基準告示を早急に見直すよう附帯決議がつけられました。このため見直しのための委員会が設置されたものです。

審議は、2020年以降、運転者の実態調査を行い、2021年にとりまとめ、同年末に告示改正を公布し、周知期間をおいたのち、2024年4月の自動車運転者の適用猶予期間終了と同時に施行されるというスケジュールが示されました。

自交総連では、2018年秋以降、交運共闘としてのものも含めて4回にわたって厚労省に対して要請交渉を重ね、審議にあたって、労働側委員は公正に選任し自交総連からも参加させること、自交総連の意見を逐次ていねいに聴取すること、実効ある労働時間短縮に役立つ改正を行うこと——を申し入れてきました。第1回会議の直前の12月6日にも厚労省交渉で、近く審議が始まるのではないかと聞きましたが、まだ公表できないとしか答えませんでした。ところが、自交総連に何ら連絡もないまま、12月17日に会議の開催が厚労省のホームページに掲載されました。ホームページから申し込んで当日、傍聴に行きましたが、その場で、専門委員会の労働側委員は、タクシー、バス、トラック2人ずつ計6人全員が連合・交運労協から選任されていることが分かりました。

この点について、12月19日の委員会当日、傍聴に参加した建交労とともに厚労省に抗議し、意見の聴取をすることを再度、申し入れました。12月24日、厚労省から2人が自交総連本部を訪れ、専門委員会の開催にあたって事前に連絡をしなかったことについて謝罪があり、意見を聞かせてほしいとして、聴取していきました。

12月24日に厚労省に述べた意見は次のとおりです。

1. 基本的要請事項

改善基準告示は、拘束時間を1か月バス240時間、タク日勤238時間、タク隔日

勤務228時間以内、休息期間は11時間（タク隔日勤務は24時間）以上とするなど、実効ある労働時間の短縮になるよう改正し、法制化すること。

2. 第1回の審議を受けての具体的要請事項

- ① 当日提案がなかったが、改善基準告示を見直す際は、改正された基準が確実に守られるように、罰則付きの法制化を検討の論点に含めること。
- ② 拘束時間の短縮は当然として、とくに休息期間11時間の確保を重視すること。睡眠時間の確保、健康維持、居眠り運転防止の観点から改正が絶対必要である。
- ③ 審議で質問が出ていた自動車運転者の過労死認定の労働者数あたりの数値資料については、すでに自交総連は作成している。厚労省で責任をもって作成して委員会に提出すること。国交省関係の資料も随時、審議に提出すること。
- ④ 審議の前段で労働者の実態調査が行われることになったが、中小企業の未組織労働者なども含めた正確な調査とすること。
- ⑤ 専門委員会の委員に全労連の自交総連、建交労からは選ばれず、全員が連合・交運労協からの人選となっているのは不公正であり抗議する。今後も、論議の進行に合わせて適時適切に意見を聞くこと。

令和元年12月19日現在

自動車運転者労働時間等専門委員会 委員名簿

公益代表委員)	小田切優子	東京医科大学公衆衛生学分野講師	
	川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授	
	首藤 若菜	立教大学経済学部教授	
	寺田 一薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授	
	藤村 博之	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授	
	両角 道代	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
	労働者代表委員)	池之谷 潤	日本私鉄労働組合総連合会交通政策局長
		鎌田 佳伸	全国交通運輸労働組合総連合軌道・バス部会事務局長
貫 正和		全国交通運輸労働組合総連合トラック部会事務局長	
久松 勇治		日本私鉄労働組合総連合社会保障対策局長	
松永 次央		全国自動車交通労働組合連合会書記長	
世永 正伸		全日本運輸産業労働組合連合会中央福執行委員長	
使用者代表委員)	齋藤 隆	京成バス株式会社代表取締役社長	
	清水 始	西新井相互自動車株式会社代表取締役社長	
	武居 利春	昭栄自動車株式会社代表取締役	
	浜島 和利	日本通運株式会社執行委員	
	槇田 浩昭	東武バスウエスト株式会社取締役社長	
	馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会副会長	
オブザーバー)	国交省自動車局安全政策課石田課長	(当日確認)	

資料2-4

労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会今後の進め方(案)

自動車運転者労働時間等専門委員会

令和元年11月25日

労働条件分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

令和元年12月19日

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第1回開催

- ・ 専門委員紹介
- ・ 専門委員会設置の経緯、目的の説明
- ・ 今後の進め方
- ・ 改善基準告示の説明
- ・ 検討項目と現状の説明、実態調査に向けた議論

令和2年 4月～

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第2回開催

- ・ 実態調査検討会の検討結果の確認
- ・ 実態把握調査に向けた論点の整理
- ・ 自動車運転者労働時間等の実態把握・調査の方向性について

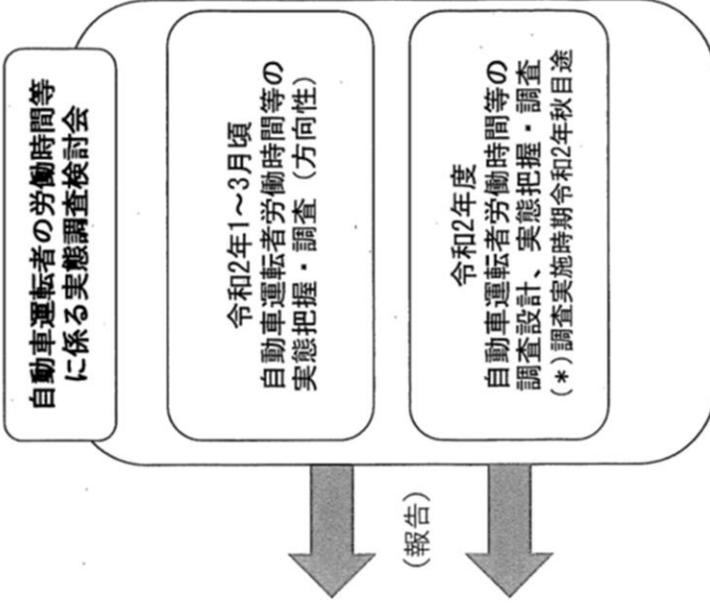
令和3年 1月～ とりまとめまで

「自動車運転者労働時間等専門委員会」第3回 ～ 数回

- ・ 実態把握・調査結果を踏まえた議論
 - ・ 改善基準告示の見直しの検討結果とりまとめ
- とりまとめ後、労働条件分科会に報告

(参考)

- ・ 令和3年12月 告示改正・公布
- ・ 令和4年1月～令和6年3月 周知・施行準備期間
- ・ 令和6年4月 施行（自動車運転者の上限規制適用猶予期間終了と同時に）



資料4-2

改善基準告示見直しの主な論点

- 働き方改革関連法の国会附帯決議を踏まえ、過労死等の防止の観点から総拘束時間等の改善について改善基準告示の見直しが必要。
- ハイヤー・タクシー、トラック、バスといった業態、長距離運行と近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域差等の実態をよく把握した上での見直しが必要。

<p>拘束時間 (※労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか (令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間) ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか 	<p>休憩時間 (※1日-拘束時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか ・インターバル規制との関係について
<p>連続運転時間 (※4時間の後30分の休憩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について (将来的に一般則適用) ・危険物輸送など緊急時の拘束時間の適用除外について